

市民団体 さなえ会

今年5月に立ち上げた市民団体「さなえ会」。口コミで拡がり、現在15名(11月時点)が、禾生地域の保寿院の倉庫(以為芭笑と命名)を借りて月2回活動しています。みんなで必要なものを持ち寄り、体操教室やお茶会、口腔運動のために歌を歌ったり、ふれあいの集いで披露するつる音頭などの踊りの練習をしたりしています。机、椅子、暖房器具の購入費に対して補助制度を活用し活動しており、今度は、マイナンバー制度の勉強会なども計画しています。

参加した方から「かいじ国体の時に覚えた、つる音頭などの踊りを踊り、懐かしく、とても楽しかった」と笑顔で語っていました。また、会長の長田さんは、「どの地域にお住まいの方でも、この居場所に参加できます。多くの皆さんに参加してもらって、みんなで楽しく活動しましょう」と語っていました。



■皆さんで楽しくお茶を飲みながらお話をしています。



■皆さんで簡単な体操をしている様子。

市民団体 新町居場所会

新町老人クラブのメンバーを中心に今年11月に立ち上げた「新町居場所会」。地域内の空き工場を利用して、毎週火、日曜日に新町老人クラブの池内会長が作った野菜の品評会や、お茶会などの集まりを行っています。新町居場所会米山会長は「地域内は、あまり外に出ず、一日家で過ごす方が昔より増えているように感じている。この活動を通して、そういう方々の外出する機会を増やし、いきいきと活動できる環境を作り、地域の活性化を図りたい」と意気込みを語っていました。

椅子、机などの購入費、照明器具の修繕に対して補助制度の活用を予定しています。12月20日には、地域の子ども達と餅つき会を開催しました。今後は、採れた野菜を調理して、参加者の皆さんに振る舞うことも考えています。



■野菜の品評会の様子。新鮮な野菜が並び、活気があふれています。



■並んでいる野菜です。とてもおいしそうです。

弁天町自治会 & 老人クラブ「弁天会」

地域の自治会館で毎週木曜日に地域の神社の草取りや花植え活動をしたり、お茶会をしたり、カラオケをしたりしています。また、認知症予防のための講座を受けたり、ひまわり幼稚園の園児と一緒に花火大会を開催したりしました。自治会館の床の修繕やじゅうたんの購入費に対して補助制度の活用を予定しています。

参加者で最高齢91歳の井上さんは「認知症予防のために、地域の集まりには積極的に参加するようにしています。みんなで集まって話をして、楽しいです」と笑顔で語っていました。また、老人クラブ会長の高部さんは、「周りの老人クラブは無くなったり、規模が縮小したりしている。この居場所づくりを一つのきっかけとして老人クラブ活動を活性化させ、また地域の活性化にも繋がりたい」と意気込みを語っていました。



■皆さんでカラオケを行っているようです。楽しそうですね。



■参加者最高齢の井上さん(左)。皆さんでお茶を飲んで、楽しくおしゃべりをしていました。

地域の「いーばしょ」はじまりました。

今日は、楽しく、笑って。 さなえ会。

市民団体 × 新町居場所会 × 老人クラブ「弁天会」 × 弁天町自治会 & 老人クラブ「弁天会」

和 × 輪 × さなえ会

介護予防・認知症予防、閉じこもり予防、地域の絆づくりや支え合いなどの多くの社会的な効果が期待される地域の「いーばしょ(居場所)」づくりが始まり、その整備に係る費用の補助制度を創設しました。

今回は、この補助金を利用して地域の「いーばしょ(居場所)」を整備する各団体を紹介します。

■さなえ会が作成した居場所案内

そもそも、なぜ居場所が必要なのか…

現在、人口減少や核家族化の拡大、地域や近所と関わり合う機会の減少などの影響で、お話し相手のいない一人暮らしのお年寄りの孤立・孤独の問題が増えています。また、東日本大震災や昨年9月上旬に発生した台風18号による豪雨災害などの大規模災害を通して「地域の支え合い」の大切さが浮き彫りになりました。お年寄りの孤立・孤独感の解消や地域の支え合い体制の強化のため、居場所の整備が必要となっています。

居場所ので何をするかは皆さん次第です

居場所には、様々な形、様々な効果があります。空き家や自宅、地域の自治会館などを使って活動することはもちろん、地域サロンや近くの住民がちよつとしたベンチなどで話をするような自然にできた場所も居場所です(サロン活動については、社会福祉協議会にお問い合わせください)。また、何をすることも皆さんの自由です。お茶を飲みながらお話をしたり、趣味の活動をするなど参加する皆さんの自由です。次ページに先進的に取り組んでいる事例を紹介します。皆さん、自由に楽しんでください。

「いーばしょ(居場所)」づくり事業

■補助対象

自治会館などを利用して、高齢者の居場所づくりに関する事業を年間12回以上及び三世代交流に関する事業を年間1回行うことができる団体。

■補助対象経費及び補助額

補助対象経費	補助上限額
段差の解消などの施設改修経費	200,000円
施設の借上げ経費	月額20,000円
備品などの購入経費	100,000円
講師の招聘経費	年額120,000円 (1回20,000円が上限)
運営経費	年額100,000円 (1回2,000円が上限)

業補助金を活用し地域の居場所を整備してください。

地域に居場所を整備したいと考えているが、利用する施設に段差があったり、椅子や机などの備品が整備されていないなど、居場所の実施が難しいとお考えの方は、今年度新設しました「元氣な都留市いーばしょ(居場所)」づくり事業補助金をご活用ください。

※自治会など申請団体の規模により補助上限額が異なります。詳細はお問い合わせください。

問合先 地域包括支援センター
☎(46)5114